相模原市地域防災計画の修正について

災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和3年法律第30号)による災害対策基本法(昭和36年法律第223号)等の改正、国の防災基本計画の修正、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)に基づく富士山に係る火山災害警戒地域の指定等を踏まえ、相模原市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)を次のとおり修正します。

- 1 主な修正点(()内は、地域防災計画(修正案)における該当箇所のページ数です。)
- (1)災害対策基本法等の改正及び防災基本計画の修正に伴う修正
 - ア 避難勧告・避難指示の一本化等について(風-48~50ほか)

「避難勧告」と「避難指示」の違いが十分理解されていないことや避難のタイミングが分かりづらいことなどの理由から避難情報の在り方が見直され、「避難勧告」と「避難指示」が「避難指示」に一本化されたこと、避難指示の発令の対象者が、必要と認める地域の「必要と認める居住者等」に改められたこと等に伴い、避難情報に関する項目について修正します。

イ 個別避難計画の作成について(予-85・86)

災害時要援護者のうち、災害時に自ら避難することが難しく、避難に支援が必要な方(避難行動要支援者)ごとに安否の確認や避難の支援などを実施するための計画(個別避難計画)を作成することが努力義務化されたことを踏まえ、災害時における避難支援等を更に実効性のあるものとし、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るために、個別避難計画を作成することについて新たに記載します。

ウ 広域避難に係る対応の整理について(地-39・40、風-53・54)

災害が発生するおそれがある段階での市外への「広域避難」が新たに規定されたことを踏まえ、緊急的に市外へ避難する「広域避難」と大規模災害により被災し一定期間市外へ滞在する「広域一時滞在」の対応を整理するとともに、他市町村から「広域避難」を受け入れる場合の対応等について整理します。

エ 災害救助法 (昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号) の適用に関する項目について (地-124 ~ 126、風-135~ 137)

災害が発生するおそれがある段階で国の災害対策本部が設置されたときに、市内で被害を受けるおそれがある場合に災害救助法を適用することが可能となったことに伴い、本市における災害救助法の適用に関する項目について修正します。

オ 個々の被災者に応じた生活再建支援について(復-14)

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、相談の機会や被災者台帳を活用した一人ひとりに寄り添った個別の支援を行うことを市の基本方針とするとともに、関係機関・団体と連携して施策の検討又は実施を行うことについて新たに記載します。

- (2)火山災害警戒地域の指定に伴う修正及び構成の変更
 - ア 火山災害対策の充実強化について(予-29・30、予-58、風-138~ 168)

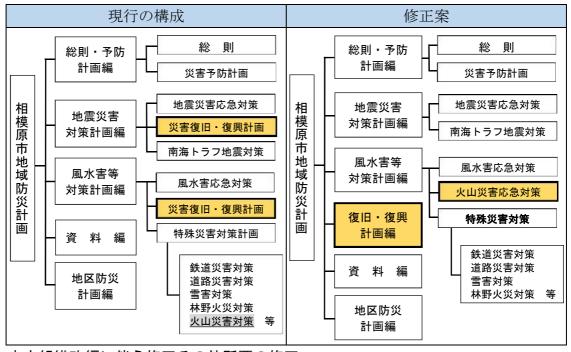
令和3年5月31日に本市が富士山の火山災害警戒地域に指定されたことに伴い、活動火山対策特別措置法第6条に規定される事項を地域防災計画に定めることや火山災害対策を充実・強化する必要があることから、これまで「風水害等対策計画編 第3款 特殊災害計画 第8章」に記載していた火山災害対策について、新

たに「風水害等対策計画編 第2款 火山災害応急対策」として位置付けます。

イ 構成の変更について(予-1・2、風-138~168、復-1~15)

「災害復旧・復興計画」について、これまで「地震災害対策計画編」と「風水害等対策計画編」にそれぞれ位置付けていましたが、地震災害や風水害だけでなく、火山災害やその他の大規模災害が発生した場合にも同様に災害復旧・復興の取組が必要となることから、整理・統合し、新たに「復旧・復興計画編」として位置付けます。

これにより、地域防災計画の構成を次のとおり修正します。



(3) 本市組織改編に伴う修正その他所要の修正

令和4年4月1日付の本市の組織改編に伴う修正のほか、防災に係る法改正や災害 対応体制の整理等について所要の修正をします。

2 今後のスケジュール

令和4年3月15日から 4月13日まで

パブリックコメント(意見募集)の実施

5月中旬

相模原市防災会議にて地域防災計画の修正の議決